

令和3年度 子ども（不登校児童生徒）居場所事業 実施要項

1 趣旨

令和元年10月25日付けで文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出されました。その中の教育委員会の取組の充実において、「教育支援センターを中核とした体制整備・支援ネットワークの整備」「訪問型支援など保護者への支援の充実」「民間施設との連携協力」等、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立をすることが重要であることが示されました。

本市の不登校児童生徒は増加傾向にあり、その対策は喫緊の課題となっている。これまでも、不登校児童生徒の教育の機会の確保と社会的自立に向けた支援を目的とし、適応指導教室を中心に対応してきたところであるが、さらに教育支援事業を拡大し、市全体における不登校児童生徒の支援体制の強化を図る必要がある。そこで、不登校児童生徒の支援体制の強化の一つとして新たな「子どもの居場所」を創出する。

2 業務委託期間

令和3年7月1日～令和4年3月25日

3 事業内容

事業の委託を受けた者は、以下の（1）～（6）の業務を実施する。

- (1) 不登校児童生徒等の受け入れ業務
- (2) 通級による不登校児童生徒等の支援業務
- (3) ICT を活用した不登校児童生徒等の支援業務
- (4) 教育委員会【教育支援センター（ふれあい教室）】及び学校との連携業務及び事務
- (5) 保護者との連携業務
- (6) 施設設置者との連携業務

4 委託経費

予算の範囲内で事業の実施に要する経費を委託費として支出する。

委託料には次のものが含まれる。

- (1) 人件費
- (2) 運営費
- (3) その他、事業を実施するにあたり必要となる経費

5 委託料の支払い

本市は、受託者に対し委託契約後、委託料を概算払いとして支払い、事業完了後精算を行う。

6 事業の報告

- (1) 受託者は、毎月末最終開級日までに個々の児童生徒の「活動状況報告書」を作成し、教育委員会に報告する。
- (2) 受託者は、教育委員会に対して、当月にかかる「委託業務の活動状況」を作成し、本市に報告する。

7 実施上の留意事項

(1) 資料の提供等

児童生徒に関する記録等については、教育委員会の求めに応じて速やかに閲覧及び提供する。委託契約終了後は、支援対象者に関する全ての資料を速やかに教育委員会又は教育委員会が指定した事業者を引き継ぐものとする。

(2) 秘密の保持

受託者及びその業務従事者は、この契約の履行に当たっては、秘密の保持に関する全ての法令等を遵守するとともに、業務を行う上で知り得たことについて、契約期間中及び契約解除後において、いかなる理由によっても他人に漏らしてはならない。

8 その他

この要項に定める事項のほか、事業の実施に関して必要な事項については、別途定める。